

会員事業者各位

(一社)千葉県トラック協会  
総務部

## 荷主企業に対する適正取引推進等の文書発出について（ご案内）

平素は当協会の業務運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて標記につきましては、ドライバーの人材不足への対応及びトラック運転者の労働環境の改善を図る為に、昨年標準貨物自動車運送約款が改正され、関係省庁のご協力により国の各期間名義で荷主向け要請文書が発出されましたが、この度当協会の会長名で荷主企業に対して協力依頼文書（2種類）を発出することとなりました。

つきましては荷主企業に対し文書の発出（郵送）を希望される場合は、協会ホームページより荷主データ記入シートの該当箇所に必要な事項をご記入の上、お申込下さるとともに、直接荷主宛持参する場合はご希望部数もお知らせ下さるようご案内申し上げます。

### 記

#### 1. 荷主への送付内容

- (1) 当協会会長名依頼文（協会から文書を直送する場合）
- (2) 当協会会長・運送事業者連名の依頼文（運送事業者が荷主企業に持参する場合）
- (3) リフレット『運送委託者へのお知らせ』『荷主勧告制度』『約款改正』等

#### 2. 文書発送とデータ提出時期

##### (1) 文書の直接郵送を希望する場合 ※申込書の種類（A）

荷主企業への依頼文書発出は11月下旬を予定しており、協会から文書を直送する場合の荷主データについて**12月7日（金）までにメール**にて千ト協総務部(担当：森・松平)へ送信をお願いします。

お申込まいただいた会員事業者の皆様には準備が整い次第、順次郵送等させていただきます。

##### **【メールによる送信】**

**協会HPの該当ページからエクセルワークシートをダウンロードの上事業者データ及び荷主データを入力し、メールにて送信してください。【メールアドレス info@cta.or.jp】**  
**※頂いた荷主データのままで、文書を発出いたしますので、誤字脱字等が無いようお願いいたします。**

**(※メール送信が難しい事業者におかれては、データ入力表をFAXいたしますので協会総務部までご連絡ください。)**

##### (2) 荷主に直接文書を持参する場合 ※申込書の種類（B）

当協会会長・運送事業者連名の依頼文及びリーフレットの希望部数及び送付先荷主名を千ト協総務部(担当：森・松平)へメールにてご連絡下さい。

以上

連絡先:(一社)千葉県トラック協会 総務部  
TEL:043-247-1131 FAX:043-246-7372